

会議録（要旨）

会議名	令和6年度亀岡市障害者施策推進協議会
日時	令和6年8月28日（水） 午前10時から正午まで
場所	亀岡市役所 別館3階会議室
出席委員	11名：高木・山内・井上・筒井・木久・寺田（途中退席） 峰島・中村・原田・駒井・佐々木（敬称略）
欠席委員	2名：酒井・神先（敬称略）
事務局出席	7名：亀井・西山・伊藤・橋本・青山・人見・田中
傍聴者	0人
次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 挨拶 4 委員紹介 5 会長及び職務代理者の選出 6 議事（1）第6期亀岡市障がい福祉計画実績報告について （2）その他 7 閉会
配布資料	1 亀岡市障害者施策推進協議会次第 2 亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿 3 第6期亀岡市障がい福祉計画実績報告（資料1） 4 身体障害者・療育・精神福祉手帳交付状況（資料2） 5 亀岡市障害者施策推進協議会条例

1 開 会

ただいまから、亀岡市施策推進協議会を開催する。

2 委嘱状の交付、3 挨拶、4 委員紹介

5 会長及び職務代理者の選出

委員の互選により、会長には中村委員、職務代理者には酒井委員がそれぞれ選出された。

6 議事（1）第6期亀岡市障がい福祉計画実績報告について

事務局 （資料に沿って説明する。）

議 長 資料に基づきまして、事務局の方から、実績について説明があったが、質問意見いかがでしょうか。

A委員 資料2の参考資料としていただいた手帳等の人数のについて身体障がい者が、減少している。知的障がいと、それから精神については、少しずつ増えている。

人口の高齢化っていうのと、あと、市自体の人口の増減でどういうふうになっているのかはちょっと知りたい。

この資料で、年齢による階層が、18歳未満とそうでないっていうふうになっているが、できたら、その年齢でどういうふうになるのか、65歳以上がどれぐらいかっ

ていうふうな、データを出してもらい、これが亀岡市総人口の傾向との関係でどうあるのかっていうようなところは少し見ていく必要があるのではないかな。

どこでも身障の方にはかなり顕著な傾向が出ていると、私が聞いているところであるが、その辺のところはどうなのかっていうのがわかれば教えていただきたい。

事務局 現在、データの方は持ち合わせていないので、持ち帰った後に、お見せできるようにしたい。

先日、厚労省が発表した、全国在宅障害児者等実態調査の結果で、身体障害者手帳の所持者数が平成28年は42万8千人、令和4年度は41万5千人、この6年で12万8千人の減少。ただし、障害の種別についてすべてが下がっているわけではなく、視覚障がいでは3万9千人減少、聴覚言語障�いは1万8千人増加。肢体不自由は3万5千人の減少、内部障害は12万4千人の増加。

これらについて、もう少し中身を精査して、分析しないといけないと思うが、まずは人口と障がい者数の変遷について、後日調べてご提示したいと思う。

議 長 亀岡市ではどのような感じか

事務局 基本的には全国の傾向とほぼ同じ。身体障害者手帳の数は減少しているが、療育手帳の数は、平成28年から令和4年の間、全国で17万8千人増加、精神保健福祉手帳についても同様に36万2千人が増加している。本市も同じように増加している。

A委員 もうひとつは、亀岡の人口の変化との関係で、身体障害者に顕著に表れているかどうか、ちょっと検討して欲しい。

それと障がいの種別によって違うとあった65歳以上の方が多いところが、いわゆる内部障害とか或いは視覚障害のところが顕著に出ていて、減っているのは死亡が原因というのがかなりあるだろう、という想定がつく。

もう一方でいうと、その人たちが、免許を持っていて、足は何とか確保している人が多かったが、それが60歳時に返納し、それが足の問題がかなり出ているとていうような、肢体不自由で足が不自由ではなくて、やってきたけどその人たちが今度は自分で確保できないという、問題がちょっと出てきている。

そのような、独自の課題がかなり出てきているのではないかなという感じがするので、ぜひそのところは少し見ていただきたい。

議 長 (B委員挙手あり) B委員どうぞ。

B委員 A委員の発言と絡んで一つ目は、手帳を持っていない障害の軽い方、障害手帳の対象から外れている方、例えば、難聴の人で聞こえの状態が、中程度より軽い軽度の難聴と言われている方がとても多い。その人たちは困っていると思う。

普通、聴力70デシベル以下の難聴者が、高齢化に伴って聞こえにくくなる。そのために、認知障がいが起こりやすくなると聞いている。

ヨーロッパの場合は、手帳の基準に合わなくても、日常生活の援助をしてもらえ。補聴器など、手帳持っていない方の困った様子を、もっと明らかにする必要があると思います。

二つ目は、18歳未満の子供たち、特に発達障害が増えている。

小学校、中学校に行けないために、障がい児学級の子供の数も増えていると聞いている。

その結果、丹波支援学校の生徒の数が増えて、教室が溢れて困っているという話を聞いている。もう少し、データがあれば、明らかになると思うので明らかにして欲しい。

議 長 65歳以上の課題と、もうひとつは例えば聴覚で手帳が出る基準のデシベルに満たない難聴の人とか、障がいの手帳の基準の人だけではなくて、その基準に満たない人たちがたくさんいるというお話であった。

あと発達障害などで、支援学校の生徒さんが増えている。高齢の年齢的な比較の問

題、手帳の基準の問題。

例えば、日本では、聴覚障害 等級の手帳の基準はあるが、よその国へ行くと、その障害と認定されるデシベルの値が違う、国による法律の違いもあると思うが、亀岡市としてそういう「はざま」でもれる人たち、65歳で高齢の方との制度のからみとかいろいろ出てくると思う、その辺の状況がわかったら、ということでよろしいか。対応できる部分があるか。

事務局 補聴器については、本日の京都新聞に府内の身障手帳の基準に満たない高齢の難聴の方に対する補聴器の補助を求めて、署名を提出する記事が掲載されていた。

府の方には高齢による難聴者への補聴器の補助については要望している。近いうちに府下全体で一斉にスタートかというのは言えないが、引き続き要望は続けたい。

議 長 亀岡市は難聴の児童に対する補聴器の補助はあるか。

事務局 18歳未満の方について制度はある。

議 長 高齢者にはない。

事務局 先ほど70デシベルということで議長からもお話があったように、国によっては70デシベルよりも低いデシベルでも、手帳を出しているというところもあるとは承知している。手帳制度がほとんど国一律の制度ということで、その70デシベルに関しては、もう少し緩和できないかという話は亀岡市だけではなくて、他の市町村でも若干聞くとところがある。

そういったところに関しては、手帳の基準を少しゆるめられないかっていうことを要望として上げるなど国への働きかけはしていきたい。

あと、支援学校については、基本、管轄は京都府になっている。同じ圏域でも、亀岡市だけではなくて総人数が出てくるっていうことになるので、亀岡市の生徒人数が何人というのはわかるが、全体を通して施設が不足しているかどうかというのは、今データがないので申し上げることができない。

議 長 (C委員挙手あり) C委員どうぞ。

C委員 16ページにある、放課後等デイサービスがすごく増えている。

放課後等デイサービスは計画相談が必須だが、亀岡市は子供たちの計画相談支援ができるところが少なく、数字的には少ししか増えてないが、実際、相談員の数が増えておらず、現場は疲弊していると思うのだが、そういうふうな相談の数だけでなく、担当する相談員の数も目標値を設ける必要があるのではないか。

もうすでに自分の所属先に関してはバンクしているので、新規を取るなど指示しているところである。

議 長 現実の問題として、利用者の方がいろんなサービスを利用する上で、亀岡市は計画相談が100%といわれているが、C委員さんの方からの現場の状況というのは、100%じゃなくて、実際はもっとニーズがあるということ。

C委員 はい。そのため過労で辞めた職員も、何人か発生している。

議 長 事務局の方で報告ありますか。もしよければ、計画相談。者の部分で言うとセルフマネジメントに関する考え方をお答えください。

事務局 C委員がおっしゃった通り、相談支援事業者さんとの相談支援会議を定期的にさせていただきその中でも、事業者さんから、相談件数がいっぱい手が回らない中にはお待ちいただいている方もあるという現状はお聞きしている。

亀岡市の考え方としては、今現在、すべての方に計画相談を、利用いただくという形をとっている。

者の方については例えば就労支援A型にお勤めの方である程度自分で、決めてできる方については、一部セルフプランでサービスをご利用いただいている方もあるという状況である。

C委員 セルフプランを亀岡市が認めないとおっしゃるのなら、自前でやっていただきたい。民間に頼らず、自分のところでやって欲しいし、児童発達支援センターも自前で作っていただきたい。

議長 ありがとうございます。C委員さんからも、ご意見いただきました。
特に児童に関わっては、C委員さんのところは多分メインになっておられる部分があると思う。今後検討していただきたい。
相談事業者の利用を受けるときは、計画相談と一般相談で対応しますという項目になっていると思う。セルフマネジメントでいける人だったら、自分がこういうところでサービスを受けたいとある程度自分でできる人なら、一般相談の中でセルフマネジメントとしてサービスを利用はできないのかなと思うのだが、そのあたりの率というのは。

事務局 基本はそのとおり。今、者の方のセルフプラン率は約10%となっている。

議長 ありがとうございます。
他の事業所の相談員さんからも定例会で目いっぱいですという声を聞いているので、自力でちょっと一般相談で、支援をしてあげたら、自力で自分のプランを立てられる人がまだまだいるのではないかなと思うので、ちょっとそういう人が増えると、計画相談も少しは減らないかなと思うので、お尋ねさせていただいた。
ほか、いかがでしょうか。

A委員 障害の重い人の話をするが、1ページ目のところの資料1の1ページ目のところの、入所の関係で、第7期の計画のときも、国の方からは、基本的には定員も含めて減らすっていうふうな方向が出ているが、もう一方で言うと、利用者の人口は5人増えて、ある面でいくと、先ほど障害児の放課後等デイと、就労継続B、入所も増えている。こういうふうな人たちの問題がどこにあったのかとか、どういうふうな実態なのかっていうことを、ぜひ掴んで欲しいと思っていて、NHKで最近、報道されて国も入所施設の待機者を調査するっていうふうな形で動き始めている。そんな願いを持っているのか、それから実際に入った人はどこにいるのかっていうことも含めて、要するに近くかどうかっていうふうなことも含めて、それから後、こういうふうな人達がどんな願いを持っていて、それが達成しないから、遠くの施設に入らなければ、というふうな問題をきちんと見て、必要な入所は私なんかもう作る必要がないのではというふうに思っている。そこも含めて、検討して欲しい。

でもこれはだから、何て言うのか、国に対して、こういうふうな結果が国の方針に対して出たけれど、亀岡は必ずしもサボっているわけじゃなくて、実際ニーズがあって、そのニーズも納得して行ったのかどうかというようなことも含めて、それからもう、もっと多分代謝の調査をする方がもっとあるんじゃないかにもかかわらず減らすって方針が国は出ているわけですけど、そこも含めて少し検討していいんじゃないかっていうふうに思っているところ。

全般には、やっぱり先ほど、就労継続Bと放課後デイはこう増えているが、生活介護とかグループホーム、がこういうふうなのが、なかなか作りがたいってなかなか増えないっていうふうなことも含めて、あと（症状が）重い人（対象）のホームヘルパーも。

多分地域移行の相談も全然0になっているが、おそらく相談の職員がいらないだろうっていう感じを持つのだが、そういう全般的な、入所待機者の調査をすると、そういう人がいないとかそういうことがないとかっていうふうな課題が相当出てくるんじゃないかなと思うので、ぜひ検討してほしい。

このままでいくと、第7期の計画は、多分達成できないだろう。達成できないよりもむしろ逆に増えるんじゃないかって思うので、それ自体は私ども肯定するわけじゃな

いが、ただしそこにどんな問題があるのかっていうなところは、ぜひ見えるように、を検討して欲しい。

議長 なかなか国の制度そのものに関わる、あり方という部分が関係してくると思う。
大昔障害に対するいろんな支援が、国が、措置制度であった時代は、国が責任を持っていて国がいろいろ決定していたわけだが、国が措置から自己責任という言葉が出てきたときにどれだけ重度の人であっても、自分の生き方どこで住んで、誰と住んで、どう生きるかを、支援するんやという形の中で、支援の方法として、本人が自己責任取るためには、いろんなものの中で、判断力が弱い人とか決定についてノウハウを持っていない方たちそういった人を支援するために、相談支援制度ができたと思うのだが、相談支援が機能しなかったら、障がいのある人の自己決定権が奪われているっていうことにも繋がってくると思うのでいろんな意味で、国制度との絡みで、難しいでしょうけれどやっぱり、市なりにどうするかということは今後の課題として事務局として持っておいてほしいと思う。そういうことでよろしいでしょうか。

D委員 本当にこの問題の計画だが、入所数を減らすというのはちょっと無理をしているかなと思う。
グループホームって言っても本当に世話人さんがすごく不足している。グループホーム自体も大変で、作ってほしいけれど世話人さんが不足している。掛け持ちしている人もいる。
施設の入所者を減らすとなると、本当に施設に入れない人が出る。またグループホームも難しい。娘もいずれグループホームにと思うが、本当に難しい。
重度の方に自己決定ができるのか。ここに暮らしたいっていうことは、本当に、どこまでできるのか。娘でも無理である。重度の人の自己決定なんて本当にできないと言ったら失礼だが、親があつてなんぼ。施設数を減らすのは本当に問題と思っている。
(身障)手帳は少ないように思う、障がいの子が増えているのに手帳が取れていないのでは。
発達障害の子は精神の方の手帳を取ったりする。年齢にどれくらいの人が多いのか。増えている中に発達障害の子が増えているのか知りたい。

議長 はい、ありがとうございます。今、手元にデータないかもしれないが。

事務局 今ちょっとお渡しできるのはなく、先ほどの身障手帳高齢化率など、他と合わせて、可能であれば精神障害の方の年齢層調べて何らかの形でお出しできたらと思う。

議長 またよろしくお願いします。身体障害手帳は国の制度、精神、知的等の手帳は都道府県の手帳制度となっている。
国の制度で入所者を減らすという大きい目標があり、それを受け各都道府県、市町村でも入所者数を減らし地域で暮らす。両方ちゃんとつながらないと。昔は地域にグループホームができるだけで反対運動が起った。
これは最近聞かなくなったと思うが、より良く進められる方向を考えていただきたい。

G委員 5ページの中核的機能を支援するということで、引き続き検討するというところで、というお話だが、緊急に調査をして調べていただきたいと思う。
なぜならば、子どもが生まれたときに難聴だった場合、ドクターの判断が優先するために、ろう学校に、幼稚部または小学部に、そういうそこで支援を受けて、できるだけ聴力、聞こえるようになってほしいというドクターのアドバイスの方が優先になり、医学モデルというのか、医学的なことを重視し、聞こえないなら聞こえるようにする。そういう考え方がまだ残っている。そのために、小学校、中学校、ろう学校の小学校、中学校に通う子供たちが減っています。そういうことを相談する場が亀岡にはない
船井の聴覚言語障害センターに相談に行く、例えば、ふない聴言センターまで親が

子供を連れて相談に行く状況がある。聴力検査はそこしかないのだが、または京都市まで行かないといけない。ろう学校の専門の調査を受けるなど、亀岡にはそういう機能がないというところで、不便だなと感じている。

地域の中で埋もれたまま、小学校中学校、聞こえない気持ちを抱えたまま通うという子供をお持ちの両親のために、社会が支えるというか、相談できる機関。聴力の相談支援、そういうことができる場っていうのが早くできたら、できればいけないなど、作らなければいけないなどと感じている。

議長 ありがとうございます。G委員さんが所属されている障害者相談員さんとして聴覚の相談の現状は。

G委員 私は受けたことがないが、難聴者の仲間から聞いたところによると、難聴の方から相談があって、状況を聞いただけだが、この問題はほっとけない問題だなと思っていたので、ここに中核的な、場所、機関があれば大切だなと思う。

発達障害の方で、また重い方、子供たち、集まって相談を受ける、活動できる場っていうのが、子どもにとっても生きがいを持って生活できるんじゃないかなと感じている。

議長 具体的には、相談ができる場所と聴力検査等も含めて支援ができる場所が亀岡になんかお願いしますということですね。

聞こえに障害があるとわかった子供は、成長するに従って、ろう学校に行くのか地域の学校に行くのかどうかというのか、そういう選択のときから相談ができる場所が、欲しいというということですね。

G委員 補足で、聞こえない場合、聞こえるようになるっていうのではなく、仲間が集まったら手話でコミュニケーションできるという場っていうのが大切で、手話を使うというところも選択肢含めていただきたい。そういう場も必要かなと。親も安心できると思う。

議長 単に相談だけではなくいろんな支援に対応できる場所があればと思う。

聞いた話だが、地域の学校で学ぶ子とろう学校で学んだ子の大きく違うところは、学校にいる間は周りの問題とか先生方、ちゃんと支援してくれるが、社会に入ったときに、地域の学校を出た子はいっぺんに孤立してしまう。フォローしてくれた人がいなくなる。

でも一方、ろう学校出た人は、ろう学校の同じ聞こえない手話を使う集団があるから、社会に出て、困ったことがあっても仲間がいるから、頑張っていられるというようなお話を聞いた。

そういう意味でどちらの選択がどうということではないと思うが、迫られたときに、ちゃんと相談できる専門的な場があればということだと思うので、また、よろしく願いいたい。ほか、いかがですか。

H委員 17ページの理解促進研修・啓発事業について、地域住民に対して障害に対する理解を深めることは大切なことだが、今どれだけその機会があるのか？なにもない。特に教職員の中にも障害に理解のない方がおられる。そんな中で、支援学級もあるので、しっかりと理解してほしい。要望書でもあげていく。

いろんな研修とか、それで終わるのではなく、本当に、いろんな種類の障害の方もいらっしゃる、難しいかと思うが、もっと理解を深めていただきたい。よろしくお願いします。

A委員 障害者差別禁止法の改定の実施も含めて、教職員はもちろんそれ以外の方も含めて、ぜひ理解の推進をやって欲しいなっていうふうに思います。もう1つ同じページにある自発的活動支援事業は、実績値無しとあるが、実際のやっている活動自体は、亀岡でもいくらなんでもこれはたくさんあるでは。あるのに何で、支援事業がなしになっているのかっていうのは、要するに支援する制度自体をまだ動かしていないって

うことか。

議 長 自発的活動支援、実際は、市民の活動もあるとは思われるし、先ほど事務局の説明の今後、その辺を精査していきたいという説明をされていたので、思うように見える形になっていくかなと思う。

いろいろな自発的活動支援事業の地域生活支援事業対象とする範囲が、近くに難しい面あるのでは。

社協とか民生委員とか地域に関わっているところはいっぱいあると思われるので、この辺のあげ方を検討しなければならないのかなと思う。

事務局 総合支援法に基づく事業なので、もう少し細かい縛りがあるのではと思う。調べてみる。実績にはないが、文面的な内容ならやっていますなどあると思われる。お時間をいただければと思う。

議 長 逆に制度として数字にあらわれない、でも、そういう市民活動の中で、こういう事業が展開されているということが、いろいろな機関と連携してご紹介できればと思うのでよろしく願いたい。

理解促進の中でも人権条例の絡みも出てきているで、障がいだけでなくいろんな人権に絡む理解促進、そんな事業も併せて障がいのことも考えられたらと思う。

ひとつ目の議題については、たくさんご意見いただきました。

また事務局の方でも、よろしく願います。

では、次にふたつ目の議題の方に移らせていただきます。

事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 今期の政策推進協議会において、ご検討いただきたいことがあり、皆様のご意見を賜りたいので、ご説明させていただきたい。

議案の資料の他に、このパンフレットと、（手話言語）条例の条文です。案の段階だが、条例検証に関わる委員会の要領、について説明させていただきます。

佐々木副市長の挨拶にもありました通り、平成30年に手話言語を言語と認め、あらゆる障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築すること、それを目的として、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例を制定し、施策の推進に取り組んでいるところです。

制定後6年以上経過しておりまして、一定の期間が経過していることから、これまでの成果と現状、また今後の課題などについて整理をして、今後の施策に生かすために、ご意見を幅広く徴収しながら、検証作業を実施したいと考えております。

条例にもありますけれども、この条例の第7条第2項において、本条例を亀岡市障害者基本計画に位置付けを定めており、検証を含め、総合的かつ計画的に推進するものであるということで、こちらの障害者基本計画、23ページの10番にも載っております。

それで、そこで最終的な検証は、この亀岡市障害者施策推進協議会においてご審議いただきたいと思いますと考えております。

ただ、今期の会議としましては、来年にもう一度この協議会が計画されております。そこに提出する資料を作成するためには、もっとお時間をいただきまして、ご意見をお願いしたいと考えております。

このご審議の元になる資料の作成につきましては、小委員会を立ち上げてその中で、平成30年制定後からは令和5年までの6年間、施策の整理をしまして、今後の課題等について意見交換をし、その意見などを踏まえて取りまとめた資料を、この協議会の場にご提出させていただいて、皆さんからのご意見いただきたいと考えております。

その小委員会につきましては、まだ案の段階ですが、お手元にある設置の要領内規について考えてまいりましたので、そちらを見ていただけたらと思います。

つきましては、条例第7条に挙げております4項目について検証したいと考えてい

ます。

1つ目は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること。
2つ目は、多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること。
3つ目は、多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること。
4つ目は、その他、手話言語に対する議会の促進及び手話言語の普及、並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること。
以上につきまして検証をしたいと思います。

この条例につきましては、条例の名前が長いですが、これには2つの意味があり、手話を言語として認め、それを当たり前の手話言語で生活できる社会をつくるということと、聴覚障がい者手話を使う方だけではなく、あらゆる障がい者の方が自分のコミュニケーション手段で、ありのままに皆さんと豊かに生活することができる地域社会を構築するという条例であります。

この小委員会ですけれども、このメンバーの案ですが、この条例を作成するときに素案を考えていただいた団体さんから、代表の方を出していただきたいと考えております。

要綱要領の案にも載せておりますがこちらの団体さんに、代表の方、委員の方を選出していただき、ご意見、検証ご意見をいただきたいと考えています。スケジュールとしては、この案を承認いただきましたら、直ちに小委員会の方、設置をさせていただき、月1回、内容や進み具合に応じて月1回程度の委員会を開催し資料をまとめたいと思います。

そして、来年度になるかと思いますが、この協議会でご提出をさせていただきご審議いただきたいと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局から提案いただきました。亀岡市の手話言語及び障害者コミュニケーション条例、これの実際の進み具合、現状について検証を施策推進協議会そのもので、できたらよいのですが、条例を作るときにご協力いただいた関係団体の人たちと検証しようということですね。

そういう意味で、検証のための委員会の設置をしたいとの提案をいただきました。特に皆さんからご質問ありませんか。

今、事務局の方から説明をいただいた、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例を検証するために、委員会を立ち上げることににつきまして、採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手の方、お願いいたします。

〈参加の委員全員の挙手あり〉

ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、事務局はとりかかっていただきたいと思います。施策推進協議会としては、また改めてこの場で検討に向けた報告を楽しみにしていただきたいと思います。それまでは、協議会としては予定ないですか？

事務局 はい、そのように考えております。計画の策定の年は回を重ねて開催していましたが、昨年度に計画を策定している関係で、今年度は年1回の会議の予定になっております。次回は次年度に開催する予定です。先ほど説明を申し上げることを月1回程度開催どの程度で、その資料、成果物ができ上がるかちょっとやってみないと見通せないというところもあるで、例えば毎年8月に、年1回であれば来年8月に開催をしておるところですが、少しお時間をいただいて、来年の年末ぐらいまでお時間をいただければというふうに考えているところです。

議長 ありがとうございます。次回の施策推進協議会としては、この委員会の報告を聞かせていただく場になると思うので、そのときまた事務局の方から会議の方、招集、ご連絡して下さると思いますので、委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

ほか、特に委員さんの方からございませんか。ないようですのでそれでは議事の方は、すべてこれで終了させていただきます。事務局にお返しさせていただきます。

事務局 議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議を賜るとともに、検証事業に多大なるご配慮いただきまして誠にありがとうございました。

あわせまして、計画の実施項目に関しまして、様々な現場の状況、そういったご意見をたくさんいただきました。

それらについても、中身の検討といいますか、調べていきまして、もし可能なものがあれば、考えたいと思いますし、ちょっと経験がない者も多くなっておりまして申し訳ないのですが、現況ということで進めて参りたいというふうに思っております。

それでは閉会に当たりまして、会長より、閉会の挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします

〈会長から閉会の挨拶〉

事務局 ありがとうございました。

それでは、これで令和6年度第1回亀岡市障害者施策推進協議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でございました。